

石巻市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を次のとおり公表する。

なお、高橋誠志前監査委員は、平成22年5月18日まで本件監査に関与した。

平成22年6月1日

石巻市監査委員 柴山 耕一

石巻市監査委員 矢川 昌宏

- 1 監査対象部課等 企画部
総合政策課（田代島開発総合センターを含む。）、市民活動推進課（向陽地区及び小竹地区コミュニティセンター、NPO支援オフィスを含む。）、マニフェスト推進室、男女共同参画推進室、情報政策課（情報プラザを含む。）
- 2 監査期間 平成22年4月8日から同年5月18日まで
- 3 監査対象範囲 平成21年度一般事務及び財務に関する事務の執行（平成22年2月28日現在）
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成21年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理において別紙のとおり指摘する。
また、結果報告に添える意見は、別紙のとおりである。
なお、指摘事項及び意見以外の軽微な事項については、別途指導した。

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課等	不 適 正 事 項							
	項 目	内 容						
情報政策課 (情報プラザ)	行政財産目的外 使用許可事務	<p>1 商工会に対する許可について</p> <p>行政財産目的外使用許可事務において、A商工会からの申請（使用目的：自動販売機設置）に対して、その使用を許可しているが、申請者（A商工会）が直接使用するのではなく、A商工会の会員である事業者が使用することで許可している。</p> <p>経緯として、情報プラザの開設当初、自動販売機の設置を希望する事業者が多数あったため、A商工会が取りまとめ役となったことによるものである。</p> <p>しかし、A商工会に市の施設に自動販売機を設置させる行為は、商工会法第6条第1項の規定する趣旨から好ましくない。さらに、商工会が直接、管理使用しないで特定の事業者にさせる行為は、同条第2項の規定する趣旨から好ましくない。</p> <p>したがって、A商工会を介さず、直接、自動販売機を設置する事業者に申請させ、許可をするよう早急に改善されたい。</p> <p>2 使用料の算定誤りについて</p> <p>また、本件に係る使用料については、使用料の算定を誤り、次のとおり過少に徴収していたので、行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>行政財産目的外使用許可 (石巻市(石情)指令第2-1号)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>誤徴収額</td> <td>13,762円</td> </tr> <tr> <td>正徴収額</td> <td>14,562円</td> </tr> <tr> <td>過少徴収額</td> <td>800円</td> </tr> </table> <p>[参考]</p> <p>商工会法(昭和35年法律第89号)抜粋</p>	誤徴収額	13,762円	正徴収額	14,562円	過少徴収額	800円
誤徴収額	13,762円							
正徴収額	14,562円							
過少徴収額	800円							

対象部課等	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
		<p>(原則)</p> <p>第6条 商工会は、営利を目的としてはならない。</p> <p>2 商工会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行なつてはならない。</p>

監査結果報告に添える意見

意見の内容

○ がんばる石巻応援寄附金について（総合政策課）

がんばる石巻応援寄附金は、住民税に係る寄附金税制の拡充（ふるさと納税）に対応し、平成20年に施行された「がんばる石巻応援寄附要綱」に基づくものであるが、他の寄附と同様に「石巻市寄附採納事務取扱規程」に基づき、寄附採納を決定している。

石巻市寄附採納事務取扱規程において、寄附申出書を受理したときは、法令違反や将来の維持管理費等、行政運営に支障を来さない寄附であるかを十分に調査した上で寄附調書を作成し、採納を決定することとなっており、事務処理上、採納決定まで相当の期間を要する状況となっている。

しかし、総合政策課では、寄附を申し出られた篤志家に対し、寄附申込書の受理後、速やかに納付依頼を出すべきであるとの考えから、寄附採納の決定前に寄附金額の調定を行い、納入通知書を送付しているところである。

このような事務処理方法は、当該規程に反するものの、当該寄附金は既に要綱で定められているものであり、また、現金による寄附に限定されたものであることから、あらかじめ寄附内容が限定されていない他の寄附とは性質が異なっているため、採納決定までの時間を短縮することが可能であり、寄附の申し出後、速やかに採納処理することが妥当であると思料される。

また、寄附申込の件数も年間で約120件もあり、事務処理上、効率的な対応の必要性も考慮すると、規程等の運用の見直しが望まれるところである。

石巻市をふるさととして愛し、応援していただける篤志家に気持ちよく寄附していただき、さらに毎年継続していただけるような制度となるように、今後の当該寄附金に係る事務処理については、「寄附採納事務取扱規程」、「がんばる石巻応援寄附要綱」、「石巻市事務決裁規程」等関係法令の整理、検討を行い、事務処理の迅速化や効率化が図られるよう努められたい。